

佐渡汽船カーシェア貸渡約款

第1条 (約款の適用)

1. 佐渡汽船株式会社(以下、「当社」という)は、この貸渡約款(以下「本約款」といいます。)の定めるところにより、当社所定の貸渡場所(ステーション)において、利用者に対し自動車(以下「車両」といいます。)を貸し渡すものとし、利用者はこれを借り受けるものとし、
2. 本約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとし、
3. 当社は、本約款の趣旨、法令および一般の慣習に反しない範囲で、別に細則、利用条件、料金表、料金計算ルールその他の定めを設けることがあります。この場合、当該定めは本約款の一部を構成するものとし、

第2条 (用語の定義)

1. 本約款において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 「本サービス」とは、当社が提供する「佐渡汽船カーシェア」をいいます。
 - (2) 「利用登録者」とは、本約款に同意のうえ、当社所定の方法により利用者登録を行い、当社の承認を受けた者をいいます。
 - (3) 「当該予約者」とは、利用登録者のうち、当該車両の予約を行い、本サービス車両を利用する本人をいいます。
 - (4) 「ステーション」とは、当社が車両の貸渡しおよび返還の場所として指定する場所をいいます。
 - (5) 「予約開始時刻」とは、利用者が予約時に指定した利用開始時刻をいいます。
 - (6) 「返却完了」とは、車両を所定のステーションに返還し、車両の施錠および当社所定の利用終了操作が完了した状態をいいます。
 - (7) 「貸渡期間」とは、開錠時または予約開始時刻のいずれか早い時刻から返却完了時刻までをいいます。

第3条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは、当社が指定するステーションに配置した車両を、利用者が予約のうえ共同利用するカーシェアリングサービスです。
2. 本サービスは、24時間365日利用可能とします。ただし、車両点検、通信障害、システム保守、災害その他やむを得ない事由により、全部または一部の利用を停止することがあります。
3. 本サービスの予約、利用開始時の車両開錠、利用終了手続、報告その他本サービスに関する各種手続は、当社所定のWEBサイトまたはWEBマイページを通じて行うものとし、

第4条 (利用登録)

1. 本サービスの利用を希望する者は、当社所定の方法により利用者登録を行い、当社の承認を受けるものとし、
2. 利用登録にあたり、登録申請者は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証情報、決済用クレジットカード情報その他当社が必要とする事項を、真実かつ正確に登録しなければなりません。
3. 利用者は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により変更手続を行うものとし、
4. 当社は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用登録を承認しないことがあります。
 - (1) 申請内容に虚偽、誤記または記載漏れがある場合
 - (2) 有効な運転免許証を保有していない場合
 - (3) 過去に本約款その他当社の定め違反したことがある場合
 - (4) 反社会的勢力等に該当し、またはこれと関係を有すると認められる場合
 - (5) その他、当社が利用者として不適当と認める場合

第5条 (予約)

1. 利用登録者は、当社所定の方法により、車種、利用開始日時、利用終了日時、貸渡場所、返還場所その他当社が指定する事項を指定して予約を行うことができます。
2. 予約は10分単位とします。
3. 利用登録者は、同一日時に重複する複数予約を行うことはできません。
4. 予約成立時点では料金は発生しません。
5. 当社は、車両の稼働状況、利用登録状況、システム状態その他の事情により、予約を承諾しないことがあります。

第6条 (貸渡契約の成立および貸渡)

貸渡契約は、当該予約者が当社所定の方法により当該車両の開錠を行った時に成立するものとし、当社は当該予約者に対し当該車両を貸渡すものとし、

ただし、貸渡料金の発生時点は第11条によるものとし、

第7条 (貸渡の拒絶)

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、貸渡しを拒絶することができます。
 - (1) 第4条に定める利用登録について当社の承認を受けていないとき、または承認が停止もしくは取消されているとき
 - (2) 有効な運転免許証を有しないとき
 - (3) 酒気を帯びていると認められるとき
 - (4) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状を呈していると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力等に該当すると認められるとき
 - (6) 過去の利用において料金未払、事故無申告、無断延長、無断運転、規約違反その他不適切な行為があったとき
 - (7) 通信端末、決済手段または本人確認の状態その他から、本サービスの適正な利用が困難と当社が判断

したとき

(8) その他、当社が貸渡しを不相当と認めたととき

第8条 (運転者の限定)

1. 本サービスにおいて、車両を運転することができる者は、利用登録を完了し、かつ当該車両について当該予約を行った者本人に限るものとします。
2. 利用登録済みであっても、当該予約を行っていない者は、当該車両を運転することはできません。
3. 当該予約者は、同乗者の有無にかかわらず、前二項に違反して第三者に車両を運転させてはなりません。
4. 前項に違反した場合、保険・補償の適用対象外となり、当社または保険会社に生じた一切の損害は当該予約者の負担とします。

第9条 (利用に必要な機器等)

1. 本サービスの利用には、スマートフォンまたは通信可能なタブレット端末が必要です。
2. 当該予約者は、自己の責任と負担において、通信機器、通信回線その他本サービスの利用に必要な環境を整備するものとします。
3. 通信障害、端末故障、電池切れ、通信制限その他当該予約者側の事情により本サービスを利用できない場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

第10条 (開錠可能時間および再開錠)

1. 当該予約者は、予約開始時刻の10分前から、当社所定の方法により車両の開錠操作を行うことができます。
2. 前項の開錠可能時間中に開錠した場合であっても、料金は予約開始時刻から計算されます。
3. 予約開始時刻前の開錠は、車両点検、荷物積載その他利用準備のための便宜として認めるものです。
4. 忘れ物の回収、消灯確認その他やむを得ない事情に対応するため、返却後10分以内に限り、当社所定の条件のもとで再開錠できる場合があります。

第11条 (貸渡料金)

1. 貸渡料金は、予約開始時刻の到来をもって発生し、返却完了時まで継続して計算されるものとします。
2. 貸渡料金は、予約開始時刻から返却完了時刻までを計算対象として算出します。
3. 貸渡料金、ハイシーズン料金、24時間超過時の追加料金、返却遅延時の追加料金その他の料金体系は、当社が別に定める料金表および料金計算ルールによるものとします。
4. 貸渡料金には、免責補償料、安心補償料および燃料代を含むものとします。
5. 開錠後または予約開始時刻到来後は、利用の有無にかかわらず予約の取消しはできません。ただし、車両を利用していない場合であっても、利用者が当社所定の方法により返却処理を行ったときは、その時点で貸渡は終了するものとし、貸渡料金は予約開始時刻から当該返却処理完了時までを対象として計算されます。

第12条 (予約変更)

1. 開錠前かつ予約開始時刻到来前は、他の予約に影響しない範囲で、予約の出発時刻および返却時刻の変更を行うことができます。
2. 開錠後または予約開始時刻到来後の予約変更は、他の予約に影響しない範囲で、返却時刻のみ変更を行うことができます。
3. 他の予約に影響する変更または延長はできません。
4. 利用者は、予約した返却時刻までに返却を完了しなければなりません。

第13条 (予約取消)

1. 予約開始時刻前かつ車両の開錠前である場合に限り、予約を取消することができるものとし、この場合のキャンセル料は発生しないものとします。
2. 開錠後または予約開始時刻到来後は、利用の有無にかかわらず予約を取消することはできません。
3. 前二項の定めにかかわらず、システム障害、通信障害、車両機器の不具合その他やむを得ない事情がある場合であって当社が必要と認めたとときは、予約開始時刻到来後であっても、当社は当該予約を取消しとして取り扱い、当該予約に係る利用料金を請求しないものとします。
4. 当社は、将来、運用上必要があると判断した場合、予約取消条件を変更することがあります。

第14条 (貸渡期間)

1. 貸渡期間は、開錠時または予約開始時刻のいずれか早い時刻から返却完了時刻までとします。
2. 当該予約者は、貸渡期間内に車両を返却しなければなりません。

第15条 (貸渡場所および返却場所)

1. 車両の貸渡場所および返却場所は、予約時に指定したステーションとします。
2. 当該予約者は、当社の承諾なく返却場所を変更することはできません。

第16条 (返却)

1. 当該予約者は、予約時に指定したステーションにおいて、駐車区画内に車両を適切に駐車したうえで、予約した返却時刻までに車両を返還し、当社所定の利用終了操作を完了しなければなりません。
2. 当社所定の利用終了操作が完了した時点をもって返却完了とします。
3. 返却完了前は貸渡料金の計算が継続します。
4. 当該予約者は、返却時に、車内の忘れ物の有無、窓の閉鎖、室内灯その他車両装備の消灯状態その他車両の施錠および保管に支障がない状態であることを確認しなければなりません。
5. 当該予約者は、利用終了操作が完了していることを確認するものとします。利用終了操作が完了していない場合、貸渡料金の計算は継続します。

第17条 (返却遅延)

1. 当該予約者が返却時刻までに返却を完了しない場合、当社は、別表または料金表に定める追加料金を請

求することができます。

- 返却遅延により次の予約その他の運営に支障が生じた場合、当該予約者は、これにより当社に生じた損害を賠償しなければなりません。
- 返却遅延時の詳細な取扱いは、別途定める料金計算ルールによるものとします。

第18条（当該予約者の責に帰すべき事由による貸渡契約の途中終了）

- 当該予約者が本約款に違反し、または当該予約者の責に帰すべき事由により貸渡期間中に車両の使用継続が不可能または不適当となった場合、当社は催告を要せず貸渡契約を終了させることができます。
- 当該予約者が私有地その他、駐停車が認められていない場所に車両を駐停車させ、警察、土地所有者その他の関係者から車両の移動を求められた場合において、当社が当該予約者による速やかな移動が困難と判断したときは、当社は当該車両の移動または回収を行うことができます。
- 前項の場合において当社が車両の移動または回収を行ったときは、その時点をもって貸渡契約は終了するものとします。
- 前各項の場合、当該予約者は、車両の捜索に要した費用および車両の移動または回収等に要した費用その他当社に生じた損害を賠償しなければなりません。

第19条（貸渡期間中の車両使用不能）

- 貸渡期間中に、故障、事故、通信障害、天災その他の事由により車両の使用が不能となった場合、当社は貸渡契約を終了させることができます。
- この場合において、貸渡料金は当該時点までの利用時間に基づき計算するものとします。

第20条（貸渡しができない場合の予約取消し）

予約車両の故障、事故、通信障害、天災その他の事由により、予約された車両を貸し渡すことができない場合、当社は当該予約を取り消すことができます。

この場合において、当社は貸渡料金を請求しないものとし、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、利用者に生じた損害について当社は責任を負わないものとします。

第21条（定期点検および整備）

- 当社は、道路運送車両法その他関係法令に基づき、車両について法定点検および必要な整備を実施します。
- 当社は、車両の安全な運行に必要と認める場合、利用の前後または貸渡しの可否判断に先立ち、臨時点検、巡回点検または清掃を行うことがあります。
- 前二項の点検整備の結果、当社が貸渡し不適当と判断した場合、当社は予約の取消し、利用停止その他必要な措置を講じることができます。

第22条（日常点検および車両状態報告）

- 当該予約者は、車両の使用前に、道路運送車両法および自動車点検基準に基づく日常点検を実施し、安全を確認したうえで運行するものとします。
- 当該予約者は、前項のほか、車両の外装、内装、備品、燃料残量その他の状態を確認するよう努めるものとします。
- 本サービスでは、車体キズ、へこみ、汚れ、破損、臭気、備品異常、忘れ物その他車両状態に関する報告を、利用開始時に限らず、貸渡期間中常時行うことができる報告機能を設けます。
- 当該予約者は、前項の異常を発見した場合、発見時点で当該報告機能その他当社所定の方法により報告するものとします。
- 本サービスの利用料金には、免責補償料および安心補償料が含まれています。ただし、利用者に故意または重大な過失がある場合、無断運転、法令違反その他保険または補償の適用対象外となる事由がある場合には、免責補償および安心補償の適用対象外となり、利用者は当社に生じた損害を負担するものとします。
- 車両状態の報告がない場合であっても、当社は巡回点検記録、利用履歴、写真、車両記録その他の方法により損傷等の発生状況を確認し、必要な対応を行うことがあります。

第23条（給油）

- 車両の燃料計が概ね半分以下になった場合、当該予約者は、車内に備え付けの給油カードを使用し、JASS（JAグループのガソリンスタンド）にて給油するものとします。
- 当該給油カードはJASS専用カードであり、JASS以外のガソリンスタンドでは使用できません。
- 給油代は当社の負担とし、当該予約者の自己負担はありません。
- 当該予約者は、給油後、給油カードを所定の場所へ返却し、給油時のレシートを所定の場所へ収納しなければなりません。
- 給油カードの不正利用、私的利用、持ち帰り、毀損、紛失等があった場合、当社は当該予約者に対し、実費、損害金その他必要な措置を請求または講じることができます。

第24条（チャイルドシート等）

- 本サービスの車両には、チャイルドシート、ジュニアシートその他の装備品は設置していません。
- 法令による使用義務がある場合、当該予約者は、自己の責任で適切な装備品を用意し、適正に使用しなければなりません。

第25条（禁止行為）

- 利用者は、次の各号の行為をしてはなりません。
 - 第三者に車両を運転させ、または転貸すること
 - 飲酒運転、酒気帯び運転、無免許運転その他法令違反
 - 危険運転、粗暴運転または公序良俗に反する利用
 - 車内喫煙

- (5) 魚類等の強い臭気を残す物品の持込みまたは積載
- (6) ペット（補助犬などを除く）の同乗その他車内清潔保持に支障を及ぼす行為
- (7) 給油カードの不正利用
- (8) 車両、備品または当社システムを毀損し、または不正に操作する行為
- (9) 各種警告灯点灯、異音その他異常があるにもかかわらず運転を継続する行為
- (10) 車両をレース、牽引、競技、試験または法令上禁止される用途に供する行為
- (11) 車内を著しく汚損し、または悪臭を残す行為
- (12) その他当社が不相当と認める行為

第26条（事故、盗難、故障その他異常時の処理）

1. 貸渡期間中に車両の事故が発生したときは、その規模にかかわらず、当該予約者は法令上必要な措置をとるとともに、次の各号に定める事項を行い、または遵守するものとします。
 - (1) 直ちに警察へ届け出ること
 - (2) 直ちに事故の状況等を、当社所定の方法により当社へ連絡すること
 - (3) 当社および当社が契約する保険会社の調査に協力し、必要書類または証拠を遅滞なく提出すること
 - (4) 当社の許可なく、当事者間で示談その他法律上の権利義務に影響を及ぼす行為をしないこと
 - (5) 車両の修理に係る対応は当社が行うものとし、利用者は当社の承諾なく、自ら修理等を行い、または当社指定外の者に修理等を行わせないこと
2. 貸渡期間中に車両の盗難その他の被害が発生したときは、当該予約者は直ちに最寄りの警察に通報し、被害状況等を当社所定の方法により当社へ連絡し、その指示に従うものとします。
3. 故障、警告灯点灯、異音その他異常が生じた場合、当該予約者は直ちに安全確保のうえ、必要に応じて運転を中止し、当社所定の連絡先へ連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
4. 当該予約者が前各項に定める連絡、届出または指示遵守を怠った場合、保険・補償の適用対象外となる場合があります。

第27条（保険および補償）

1. 当社は、貸渡車両について、次に掲げる内容の保険または補償制度を付帯します。
 - (1) 対人補償 1名につき無制限（自賠責保険を含む）
 - (2) 対物補償 1事故につき無制限（免責額5万円）
 - (3) 搭乗者補償 1名につき3,000万円まで。搭乗者の自動車事故による怪我（死亡・後遺障害を含みます。）につき、運転者の過失割合にかかわらず、損害額を補償します。なお、限度額は3,000万円とし、治療費を含む損害額は保険約款に定める基準に従い算出します。
 - (4) 車両補償 1事故につき車両時価額まで（免責額5万円）
2. 対物補償および車両補償の各免責額5万円については、貸渡料金に免責補償料が含まれているため、通常の事故においては利用者負担を免除します。
3. 事故、盗難、汚損その他により車両の修理または清掃が必要となった場合のノンオペレーションチャージは、次のとおりとします。
 - (1) 予定ステーションへ自走して返車された場合 2万円
 - (2) 予定ステーションへ自走できず返車されなかった場合 5万円
4. 前項のノンオペレーションチャージについては、貸渡料金に安心補償料が含まれているため、通常の事故においては利用者負担を免除します。
5. 前二項の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用されません。
 - (1) 酒酔い運転、酒気帯び運転、無免許運転その他法令違反がある場合
 - (2) 本約款、当社の定め、保険約款または補償制度の条件に違反した場合
 - (3) 事故時に警察または当社への届出を怠った場合
 - (4) 当該予約者本人以外の者が運転した場合
 - (5) 鍵を付けたまま、または施錠しないで駐車し、盗難に遭った場合
 - (6) 故意または重大な過失がある場合
 - (7) その他保険約款上の免責事由に該当する場合
6. 保険金額を超える損害、保険金が給付されない損害、補償制度の適用対象外となる損害は、当該予約者の負担とします。
7. 前項には、例として次の損害が含まれます。
 - (1) 搭乗者傷害補償3,000万円を超える傷害
 - (2) 酒酔い運転など保険金が給付されない場合の損害
 - (3) 鍵を付けたまま、または施錠しないで駐車し盗難にあった場合の損害
8. 当社は、保険会社または共済団体の約款、規定または支払基準に従って保険金または補償金が支払われる範囲において補償を行うものとします。

第28条（賠償責任）

1. 当該予約者は、自己の責に帰すべき事由により、当社または第三者に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。
2. 前項の損害には、車両の修理費、代車費用、回送費、引揚費、レッカー費用、清掃費、休車損害、営業補償、弁護士費用相当額その他当社に生じた一切の損害を含みます。
3. 当該予約者が複数の義務違反をした場合であって、当該違反行為と損害との間に相当因果関係があるときは、当社は重疊的に賠償を請求することができます。

第29条（駐車違反等の場合の措置）

1. 当該予約者は、貸渡期間中に道路交通法に定める違法駐車その他の交通違反をした場合、自らの責任と

費用により、反則金の納付、出頭、弁明その他必要な手続を行うものとし、

2. 当社が、警察署、都道府県公安委員会その他の行政機関から放置違反金の納付命令、出頭要請、車両使用者としての責任追及その他の対応を受けた場合、当該予約者は、当社の請求に従い、当社が負担した放置違反金相当額、手続費用、送達費用、調査費用その他行政対応に要した費用を支払うものとし、
3. 当該予約者が前二項の義務を履行しない場合、当社は、当該予約者に対し、利用停止、利用登録の取消し、将来の貸渡拒絶その他必要な措置を講じることができるものとし、当該違反により当社または第三者に損害が生じた場合には、当該予約者は、その損害（調査費用、事務手数料、営業補償、車両回収費用、レッカー費用、修理費用その他これに関連して当社に生じた一切の費用を含みます。）を賠償するものとし、また、当社は当該予約者に関する情報を、全国レンタカー協会情報管理システムに登録する等の措置をとるものとし、当該予約者はこれに同意するものとし、
4. 当該予約者が、第1項または第2項に定める出頭、反則金の納付その他必要な手続を行わない場合、当社は、前項の費用に加え、別途定める違約金を請求することができます。

第30条（車載器、GPS等）

1. 当社は、車両の位置情報、運行状況、車両管理、盗難防止、事故時対応、返却確認、法令遵守状況確認その他本サービスの運営および安全管理のため、車両にGPSその他の車載器を搭載します。
2. 当該予約者は、前項の車載器により取得される位置情報、走行情報、利用情報その他のデータが、本サービスの運営管理、安全管理、事故対応、返却確認、法令遵守状況の確認および法令または行政機関の要請に基づく対応のために、当社において取得、記録および確認されることに同意するものとし、
3. 当該予約者は、車載器を毀損し、取り外し、無効化し、またはその機能を妨害してはなりません。

第31条（ドライブレコーダー）

1. 当社は、事故防止、事実確認、事故処理、トラブル防止、車両管理その他本サービスの適正運営のため、車両にドライブレコーダーを搭載します。
2. ドライブレコーダーにより、走行中の映像、音声その他の情報が記録されることがあります。
3. 当該予約者は、ドライブレコーダーにより走行中の映像、音声その他の情報が記録され、当社が事故対応、保険手続、法令または行政機関への対応その他本サービスの運営管理のために当該記録データを確認および使用することがあることに同意するものとし、
4. 当該予約者は、ドライブレコーダーを毀損し、取り外し、無効化し、またはその機能を妨害してはなりません。

第32条（残置物の取扱い）

1. 当該予約者は、返却時まで、自己の責任において車内その他に残置した物品を回収しなければなりません。
2. 当社は、残置物について保管義務を負わず、発見した場合においても、任意に保管、移動、処分または警察その他関係機関へ届け出ることができるものとし、
3. 生鮮品、危険物、腐敗しやすい物、衛生上問題がある物その他保管に適さない物については、当社は直ちに処分できるものとし、
4. 残置物の保管、移動、返送、処分等に要した費用は、当該予約者の負担とします。
5. 当社は、残置物の滅失、毀損、変質等について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
6. 当社は、残置物の回収、保管または引渡しに関して一切の責任を負わず、これにより当該予約者、同乗者または第三者に生じた損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

第33条（料金の支払）

1. 貸渡料金その他本サービスに関して発生した費用は、当該予約者が登録したクレジットカードにより決済するものとし、
2. 当社は、追加料金、違約金、損害金、実費その他利用者が負担すべき一切の金員を、前項の方法により請求することができます。
3. 当該予約者が登録したクレジットカードによる決済ができない場合、当該予約者は、当社の請求に従い、当社所定の方法で直ちに支払うものとし、

第34条（遅延利息）

当該予約者が本約款に基づく金銭債務の支払を遅滞したときは、当社に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとし、

第35条（貸渡契約の解除）

1. 当社は、当該予約者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちに車両の返還を求めることができます。
 - (1) 本約款その他当社の定めに違反した場合
 - (2) 当該予約者本人以外の者が運転した場合
 - (3) 酒気帯び運転、無免許運転その他重大な法令違反があった場合
 - (4) 事故、故障、盗難その他に関し必要な連絡、届出または指示遵守を怠った場合
 - (5) 料金その他の債務の支払を怠った場合
 - (6) 反社会的勢力等に該当し、またはこれと関係を有することが判明した場合
 - (7) その他、当社が貸渡しの継続を不相当と認めた場合
2. 前項の場合、当該予約者は、当社から返還請求を受けたときは直ちに車両を返還しなければなりません。
3. 第1項による解除により当該予約者に損害が生じても、当社は責任を負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第 36 条 (利用停止および登録取消)

当社は、当該予約者が本約款、料金表、料金計算ルールその他当社の定めに違反した場合、事前の通知なく、本サービスの利用停止または利用登録の取消を行うことがあります。

第 37 条 (サービス中止および救済)

1. 当社は、車両点検、保守、通信障害、システム障害、災害、事故、停電、道路事情、行政上の要請その他やむを得ない事由により、本サービスの全部または一部を一時的に中止することがあります。
2. 前項の場合において、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は、利用者が被った損害について責任を負いません。
3. 本サービスのシステム障害および通信障害その他当社の責に帰すべき事由により、当該予約者が開錠、利用開始、返却処理その他本サービスを適切に利用できなかった場合には、当社は当該状況を確認のうえ、予約の取消し、料金の減額その他必要な措置を講じることがあります。

第 38 条 (通信設備、システム、ソフトウェア等の変更および免責)

1. 当社は、本サービスの運営上必要があると判断した場合、事前の通知なく、通信設備、システム、ソフトウェア、画面表示、機能、操作方法その他本サービスの仕様を変更することがあります。
2. 前項の変更により利用者に不利益または損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

第 39 条 (不可抗力事項に係る免責)

天災地変、暴動、戦争、法令の制定改廃、公権力による命令処分、感染症の流行、交通規制、通信障害、停電その他当社の合理的支配を超える不可抗力により、本約款に基づく義務の履行遅滞または履行不能が生じた場合、当社はその責任を負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第 40 条 (反社会的勢力等の排除)

1. 利用者は、現在および将来にわたり、自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者またはその構成員（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないこと、ならびに反社会的勢力等と資本関係、取引関係、人的関係その他密接な関係を有しないことを表明し、保証するものとします。
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して、暴力的要求行為、法的責任を超えた不当要求行為、脅迫的言動、風説の流布、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為をしてはなりません。
3. 利用者が前二項に違反した場合、当社は何らの催告を要せず、利用登録の拒絶、貸渡契約の解除、利用停止、登録取消その他必要な措置を講じることができます。
4. 前項により利用者に損害が生じても、当社は責任を負いません。

第 41 条 (個人情報の取り扱い)

1. 当社は、利用者の個人情報を、本サービスの提供、本人確認、予約管理、決済処理、事故処理、保険手続、道路交通法その他法令に基づく対応、問い合わせ対応、不正利用防止、安全管理、車両管理、サービス改善その他これらに付随関連する目的のために取得し、取り扱います。
2. 当社は、前項の目的のため必要がある場合、利用者の個人情報を、保険会社、ロードサービス会社、決済代行会社、警察その他の公的機関、車両管理委託先、システム運営委託先その他業務委託先に提供し、または共同して取り扱うことがあります。
3. 当社は、GPS、ドライブレコーダー、利用履歴、報告機能その他により取得した情報を、個人情報と関連付けて取り扱うことがあります。
4. 当社は、個人情報保護法その他の法令および当社の個人情報保護方針に従い、利用者の個人情報を適切に取り扱います。

第 42 条 (規約等の変更)

1. 当社は、必要に応じて、本約款、料金表、料金計算ルール、利用条件その他本サービスに関する定めを変更することがあります。
2. 前項に基づき規約等を変更した場合であっても、変更前に成立している予約については、当該予約に限り変更前の定めを適用します。ただし、変更内容が利用者に有利となる場合は、変更後の定めを適用することがあります。

第 43 条 (消費税等)

当該予約者は、本約款に基づき支払うべき金員について、法令により課される消費税その他の公租公課相当額を併せて支払うものとします。

第 44 条 (相殺)

当社は、当該予約者に対する金銭債権と、当該予約者が当社に対して有する債権とを、法令の定める範囲で相殺することができます。

第 45 条 (準拠法および合意管轄)

1. 本約款は、日本法に準拠するものとします。
2. 本約款または本サービスに関して、利用者と当社との間に生じた一切の紛争については、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。